KOYAMA ACCOUNTING OFFICE

KOA INFORMATION

税理士法人　小　山　会　計

2010'
11月
12日発行

〒386-0005　長野県上田市古里６９２－２
ＴＥＬ　：　０２６８－２２－７６１５
ＦＡＸ　：　０２６８－２２－７６１７
Ｅ－ｍａｉｌ：　koa-g@tkcnf.or.jp
ＵＲＬ　：　http://koa-g.com

2010年12月の予定

- 保険料控除申告書及び配偶者特別控除申告書等の提出（今年最後の給与受取日の前日迄）
- 給与所得者の年末調整（今年最後の給与支払をする時迄）
- 個人消費税の課税事業者選択届出（31日迄）
- 個人消費税簡易課税選択届出（31日迄）
- 固定資産税及び都市計画税第3期分の納付
- 健保・厚年被保険者賞与支払届（支払後5日以内）

2011年1月の予定

- 納期特例を受けた源泉所得税（7～12月分）の納付（10日迄、納期の特例に係る届出してる場合20日迄）
- 源泉徴収票交付及び提出、法定調書提出（31日迄）
- 扶養控除等申告書の提出（来年最初の給与受取日の前日迄）
- 給与支払報告書提出、固定資産税の償却資産に関する申告（31日迄）
- 個人住民税第4期分の納付、労働保険料第3期分納付（31日迄、労保は事務組合委託の場合2/14迄）

2010年12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2011年1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

■ は事務所全体が休みです。

国際会計基準について

10' November

税理士法人　小山会計　代表　小山秀喜

最近、新聞紙上でさかんに「国際会計基準」という用語が見受けられるようになってきた。「国際会計基準」とは、Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｆｉｎａｎｃｉａｌ　Ｒｅｐｏｒｔｉｎｇ　Ｓｔａｎｄａｒｄｓのことであり、頭文字をとって「ＩＦＲＳ」これは「アイファース」「イファース」等と呼ばれている。

この会計基準を適用される会社は、そもそも株式を公開している上場会社、それも連結決算のみを対象に考えているので、我々の中堅中小企業においては当面の間、直接の影響はないと思われる。

しかしこの際、国際会計基準の大凡の趣旨ぐらい理解しておいたほうが、多少なりとも参考になると思われるのでここで少し触れさせていただく。

これまでの日本の会計基準は、「期間損益計算の適正化」がその根本であった。企業の一会計期間の経営成績を損益計算書という決算書で収益から費用を差し引いて純利益を計算する。そしてその純利益は期末時点の貸借対照表の純利益と一致し、貸借対照表は一時点の財政状態を表し、貸借対照表は、損益計算書の当期と来期をつなぐ連結環としての機能があった。

それが国際会計基準では、「包括利益」と称して資産と負債の差額である純資産が一会計期間にどれだけ増減したかを表示することに重点がおかれる。そしてその資産の評価を公正価値で評価する、つまり時価会計となる。究極を言えば国際会計基準は、企業の企業価値が常にどれ位あるかを明確に表示するものである。

この会計基準で、果たして債権者等あらゆる利害関係者に有用な会計情報を提供できるのか。そして一番は、果たして企業経営者にとって本当に経営判断に役に立つものか。

私個人としては、そもそも国際会計基準の制定の背景には、ヨーロッパの特定階級の投資家が投資先企業の判断基準として有用な会計基準を制定したいが為にそれが行われたように思え、なぜそのような基準を日本企業が適用するのか非常に疑問であります。先日の日経新聞（大機小機欄）でも「企業経営として望ましい会計制度か否かという根本的な疑問について答えていない」「包括利益を気にすることによって企業経営がゆがんでしまうのが心配だ」等、いろいろな弊害が挙げられている。

すでに世の中では、国際会計基準が数年先から強制適用されるのが既定路線であるように叫ばれておりますが、我々職業会計人は、大手コンサルティング会社また監査法人のビジネスチャンスとして踊らされることなく、今一度原点に返り、国際会計基準の適用について、声を大にしなければならないことを痛感しております。

ゴルフ会員権を保有されている方へ

＜所得税の取り扱い＞

売却したら損益通算可

ゴルフ会員権を保有されている方はご存知でしょうが、個人が保有するゴルフ会員権を売却した場合には、所得税の計算では、譲渡所得に該当します。益が出た場合に課税されることはもちろん、損が出た場合には他の所得と通算できます。そのため、売却したことによる損を他の所得（給与所得や事業所得等）へぶつけることができ、税金の計算上、有利です。

過去、何度か「損益通算が不可に？」と取り上げられていますが、現在のところ損益通算は可能です。損益通算が可能なうちに、保有するゴルフ会員権で不要なものがあり、かつ、現状の評価が損であればそのゴルフ場が倒産してしまう前に売却することも一考ではないかと思います。

退会したら損益通算できません

ただし、気をつけていただきたいのは、この通算は「売却が前提である」ということです。たとえば、預託金制ゴルフクラブ会員が、そのゴルフクラブを退会し、預託金の償還を受けた場合には、譲渡所得の対象となりません。

償還金が取得費よりも低かった場合にその損を他の所得と通算することはできない、ということです。逆に償還金が取得費を上回った場合には、雑所得として課税されます。この点は十分にご注意いただきたい部分です。

＜消費税の取り扱い＞

なお、会員権販売業者以外の個人事業者が保有しているゴルフ会員権を売却しても生活用資産の売却に該当するため、消費税の課税は受けません。

記事担当　品質管理チーム

初志を貫く　これが繁栄の秘訣

自分はこの仕事をなぜ選んだのか。
初めは「好きだから」程度の理由だったかもしれない。
しかし「好きこそ物の上手なれ」。その仕事に精通すればするほど、世のため人のためとなり、事業は繁栄していく。
初志を忘れず、とことんそれを追求するのが、成功と繁栄の極意である。

（元気が出るりんりの言葉①より）

健康管理も仕事のうち

強い熱意があろうと、
また素晴らしい才能を持っていようと、
病に伏していたのでは宝の持ち腐れになってしまう。
やはり健康であればこそ、
それらを仕事に生かすこともできるのである。
そう考えるなら、
健康管理はまぎれもなく仕事のうち。
お互い、心身ともの健康に
十分留意したい。

（松下幸之助　日々のことばより）

そうそくの“そ”

第二回目

「戸籍について①」

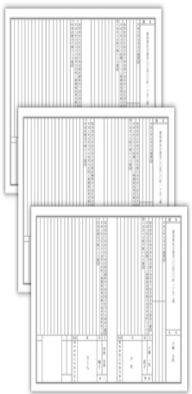

相続手続支援センター担当の岩下です。

本コラムも早くも3回目となりました。過ぎてしまえばあっという間で、もうじき年末。半年前に何をしていたかも思い出せないまま、年末を迎えようとしています。怖いものです。

さて、今回は相続手続きにおいて必ず必要になる「戸籍」について、よくご質問を受ける事柄を2回にわたってご紹介したいと思います。

① 戸籍を取得するときに謄本と抄本、どちらをとればいいの？

戸籍**謄本**(戸籍全部事項証明書)…　戸籍に記載されている**全員**の情報を写したもの

戸籍**抄本**(個人事項証明書)　　…　戸籍に記載されている**一部**の人の情報を写したもの

使用する目的が相続関係の確認のため、**謄本**を取っていただいた方が家族全員の記載があり、少ない枚数で済むため良いでしょう。

② 必要書類に書いてある「改製原戸籍」とは？

明治時代に戸籍制度が誕生してから戸籍制度は何回かの改正があったのですが、改正を行う都度戸籍の全面的な書き換えを行います。その際の書き換えられる前の戸籍のことを「改製原戸籍」、新しい戸籍を「現在戸籍」と言います。

通常の実務では、「**亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍をください**」と依頼するのが、簡単かつ取り忘れがないと思います。

③ 本籍地が遠方の場合には？

遠方の場合、窓口へ行くのも大変ですので**郵送での申請**が良いかと思います。最近は各市町村のホームページで申請用紙が取得できるので、印刷して用紙を記入した上、手数料分の郵便小為替と返信用の切手代を入れて送ってもらいます。(時間はそれなりにかかりますので、早めの手配をお勧めします。) また、不動産登記手続のある場合は、司法書士の職権で取得していただくことも可能です。もちろん、当センターでも委任状をいただいてお手続きが可能です。

次回は、④手続きの上で戸籍の有効期限はあるの？　⑤戸籍はそれぞれの機関で原本を提出しないといけないの？　⑥ムダなく戸籍を活用するには？　について書いていきます。お時間のある方は次回までに考えてみていただければ幸いです。(また、先に答えの気になる方はお伝えしますのでご連絡ください。)

相続手続支援センター® 東信
TEL：　０２６８－２５－６７８９　　担当者：　岩下博明
E-mail：　koa-g@tkcnf.or.jp
ＵＲＬ：　http://www.koa-g.com/coa_bigicom/

リード力開発道場10周年記念

気高き日本経営への道

[原点回帰]
新たな気付きから次世代の変革に向けて

当法人の関係している日本経営道協会において、毎年、若手リーダーを育成する為のリード力開発道場が開催されております。そのリード力開発道場の参加メンバーは、この一年間「気高き日本経営」をテーマに掲げ文献研究、企業訪問、トップインタビューなどを重ねてまいりました。メンバーは３つのチームに分かれ互いに激論を交わし、新たな時代の日本経営の道を探ってまいりました。メンバーの研究成果と提言をぜひともお聞きいただき、明日の経営に活かしていただきたいと思います。

気高き日本経営が紐解かれていきます。

基調講演

高野　登
人とﾎｽﾋﾟﾀﾘﾃｨ研究所 所長
(前ｻﾞ・ﾘｯﾂ・ｶｰﾙﾄﾝ・ﾎﾃﾙ 日本支社長)

パネリスト

栗山　敏昭
株式会社栗山米菓 代表取締役社長

秋山　利輝
有限会社秋山木工 秋山木工ｸﾞﾙｰﾌﾟ代表

鈴木　博晶
鈴廣かまぼこ株式会社 代表取締役

■日　　時　2010 年 11 月 20 日（土）
■開　　始　13 時 00 分
■場　　所　如水会館
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-1　TEL:03-3261-1101
【最寄駅】東京メトロ東西線 竹橋駅 1ｂ出口 徒歩 4 分
■会　　費　15,000 円（消費税込）
■主　　催　日本経営道協会　リード力開発道場推進事務局
■申込方法　電話またはメールにてお申し込み下さい。
TEL：03-5256-7500　e-mail：info@keieido.jp

編集後記

今年も残すところあと少しとなってしまいました。毎年、この時期になると本当に一年は早いなあと感じてしまいますね。夏の酷暑や紅葉の時期に雪が降るなど、今年は異常気象に悩まされることが多かったですが、来年は穏やかで過ごしやすい気候に恵まれるといいなあと思います。本年もご愛読ありがとうございました。また来年、一月号でお会いしましょう。それでは、皆様もよいお年をお迎え下さい。

（編集担当　荻原）

自動引き落としをご利用のお客様に大切なお知らせがあります。

いつも弊社の自動引き落としをご利用いただき、誠にありがとうございます。

自動引き落としの契約をさせていただいているお客様には、毎月 25 日（土・日の場合は次の営業日）に顧問料などを引き落とさせていただいておりますが、12 月は、こちらの都合で大変申し訳ございませんが、引き落とし日を 24 日（金）にさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。